

新今宮駅前高架下用地の活用に関するマーケット・サウンディングにかかる質問と回答

| NO | 質問  | 回答   |
|----|---|--|
| 1  | 南海電鉄の変電所が隣接地にあると聞いているが、提案に対し制約条件等はないか。                    | 隣接する南海電鉄所有地(変電設備)に関係した当該土地利用の制約条件はありません。   |
| 2  | 南海電鉄高架下における構築物の設置について、なにか制約はないか。(高架構造物点検時の対応等)            | 構築物の設置については、実施要領P3 3(3)エ 設備・施設等をご確認の上ご検討ください。<br>なお、南海電鉄の高架構造物の点検等の際は、作業スペースを確保していただくことが想定されます。また、実際に構築物を設置する際は、南海電鉄等の関係事業者と協議を行っていただくこととなります。                 |
| 3  | 検討を進めるに当たり、南海電鉄鉄道部門への問い合わせ先を教えてください。                      | 提案書を作成する上で、南海電鉄鉄道部門に確認が必要な場合は、大阪市から確認させていただきますので、直接の問い合わせはご遠慮ください。   |
| 4  | 高架下ですが、南海電鉄の高架下との官民境界(道路境界線)が詳細にわかるもの(図面等)を提供願いたい。        | 図面については、浪速区役所総務課(企画調整)(06-6647-9683)まで、お問い合わせください。   |
| 5  | 消防法上の制約(防火対象物としての扱いなど)はどのような解釈になるか。                       | 当該用地を活用するにあたっては、活用方法に応じて消防法や大阪市火災予防条例などの関係法令に基づき、必要となる対策や届出を活用事業者において行っていただく必要があります。<br>なお、本用地は高架下であるため、活用方法や工作物の設置内容によっては、消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物として取り扱う可能性があります。 |
| 6  | 敷地中央部北側に四角い鉄蓋があるが、中身はなにか。                                 | 当該地を調査しましたが、四角い鉄蓋は確認できませんでした。  |
| 7  | 敷地東側の道路との接続部分は、現状としてフェンスで区切られているが、利活用の際はどのような形状で引き渡されるか。  | 利活用の内容や準備開始から開業までのスケジュールに応じて調整いたします。   |
| 8  | 敷地内の舗装にペイントの跡や基礎、支柱が埋設されている形跡があるが、引き渡し時にはこれらはどのように扱われるのか。 | 現状有姿のまま利活用していただくこととなります。ただし、基礎や支柱等の残存物の撤去等が必要な場合は事前協議のうえ、利活用される事業者の負担で行っていただきます。   |
| 9  | 構築物を設ける場合、電力・工水・下水(人孔含む)の各埋設管への荷重負担はどの程度許容できるか。           | 一般的な車道下への埋設管の設計耐荷重を満たすものとしてご検討ください。なお、実際に構築物を設置する際には、設置事業者が各埋設企業体と協議を行っていただくこととなります。   |